



令和 7 年 1 2 月 4 日

深谷市長 小島 進 様

深谷市特別職報酬等審議会

会 長

荒木敏孝

深谷市特別職の報酬等の額について（答申）

令和 7 年 1 0 月 9 日付深人発 8 0 7 号で諮問のあった事項
について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

答 申 書

市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、当審議会は次の額とすることが適当であると認める。

1 報酬及び給料の額

議	長	月額	5 0 5 , 0 0 0 円 (13, 000円)
副	議 長	月額	4 4 1 , 0 0 0 円 (13, 000円)
常 任 委 員	長	月額	4 3 1 , 0 0 0 円 (13, 000円)
議会運営委員	長	月額	4 3 1 , 0 0 0 円 (13, 000円)
議	員	月額	4 1 6 , 0 0 0 円 (13, 000円)
市	長	月額	9 3 8 , 0 0 0 円 (28, 000円)
副	市 長	月額	7 7 9 , 0 0 0 円 (24, 000円)
教 育	長	月額	7 2 2 , 0 0 0 円 (39, 000円)

※括弧内は改定差額

2. 説明

当審議会は、令和7年10月9日に市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料（以下「特別職の報酬等」という。）について市長の諮問を受け、公平かつ妥当な結論を得るべく慎重に審議した。

審議においては、多様な立場から委嘱された委員により県内及び類似団体の実態、本市の財政的な情勢、一般職職員の給与改定状況など、多角的な観点から総合的な検討を行い、一定の結論を得たので、ここに答申するものである。

3. 特別職の報酬等について

特別職の報酬等は、平成7年以来、30年に渡って改定が行われていなかった。その間に物価上昇をはじめとして、地域ニーズの多様化、職責と職務遂行上の困難度の増大など市を取り巻く情勢は大きく変化しており、特別職の報酬等においても、その職責等に鑑みて額の改定が適当だと判断した。

特別職の報酬等については、平成7年から現在に至るまでの一般職職員の給与改定率及び本市人口の同規模の県内団体

との比較を検討し、額の見直しを行った。

4. その他（附帯意見）

市議会議員の定数について、平成26年に現在の24名に改正されて以来、定数は据置である。その間に本市の人口は減少しており、議員定数についても、削減に向けた検討を行うことが必要であると考ええる。